

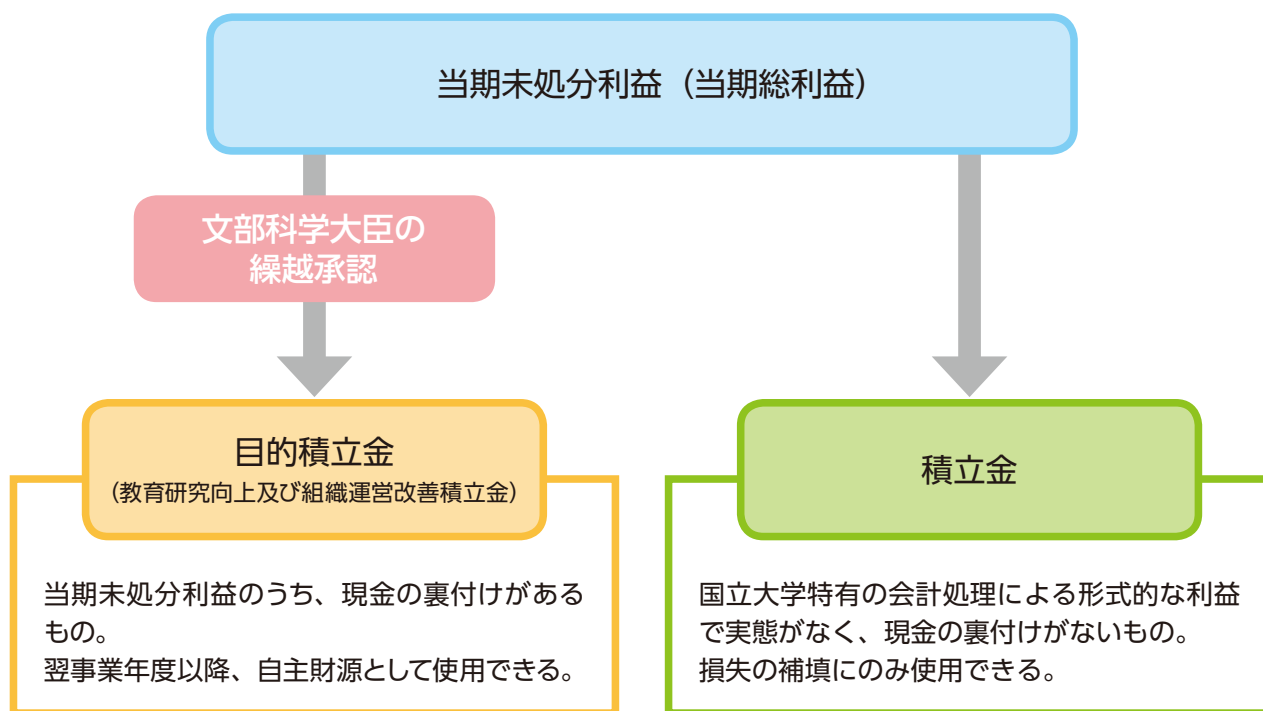
利益の処分に関する書類

利益の処分に関する書類は、当期に発生した利益の処分について明らかにするものです。当期総利益のうち、文部科学大臣の承認を得た金額については、翌事業年度に繰越し、特定の事業に使用することができます。

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	増減
I 当期末処分利益	828	630	△ 197
当期総利益	828	630	△ 197
			0
II 利益処分量	828	630	△ 197
目的積立金 (教育研究向上及び組織運営改善積立金)	0	0	0
積立金	828	630	△ 197

毎事業年度ごとの利益処分に関する処理



会計メモ⑦『形式的な利益の発生理由』

損益均衡となるよう設計された運営費交付金等と異なり、附属病院の会計については民間企業とほぼ同様の会計処理を行うことから、購入にあてた収益と耐用年数に応じ数年にわたって計上される減価償却費との差等の理由により、形式的な利益が発生します。それに加えて国立大学法人特有の要因として以下の要因が挙げられます。

【国から承継した資産の借入金額と評価額の差】

国立大学法人化にあたって、附属病院が国から承継した資産の金額は時価で評価され、当該資産を購入した際の借入金より低い金額となっています。そのため、当該資産の減価償却額（費用）は小さくなり、実際に借入金の返済に充てた病院収入（収益）との乖離が生まれ、現金の裏付けのない利益が発生します。なお、当該借入金については、毎年返済が進んでおり、これを原因とする形式的な利益の発生額は減少しています。